



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○長崎県林業・木材産業改善資金貸付規程の一部を改正する規則	林 政 課
◎ 告 示	
・希少野生動植物種保存地域の指定	自 然 環 境 課
・希少野生動植物種保存地域の指定の解除	〃
・道路の供用の開始（2件）	道 路 維 持 課
◎ 公 告	
・応急入院させることができる精神科病院の指定	障 害 福 祉 課
・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見	商 務 金 融 課

## 規 則

長崎県林業・木材産業改善資金貸付規程の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成29年3月28日

長崎県知事 中村 法道

### 長崎県規則第17号

長崎県林業・木材産業改善資金貸付規程の一部を改正する規則

長崎県林業・木材産業改善資金貸付規程（平成15年長崎県規則第65号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項に次の3号を加える。

- (7) 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第9条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る計画を実施するのに必要な同法第11条第1項に規定する資金の償還期間 12年（5年以内の据置期間を含む。）以内
- (8) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第8条第1項及び第7項の同意を得た計画に従って同条第6項第1号に規定する事業を実施しようとする者が当該事業を実施するのに必要な同法第8条の6第1項に規定する資金の償還期間 12年（5年以内の据置期間を含む。）以内
- (9) 木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）第4条第4項の認定を受けた者が当該認定に係る計画に従って同条第1項に規定する木材生産流通改善施設を整備するのに必要な同法第15条に規定する資金の償還期間 12年（3年以内の据置期間を含む。）以内

様式第2号（添付資料）の5の次に次のように加える。

- 6 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第10条第2項に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第5条第1項に規定する総合化事業計画の認定書の写しを添付すること。
- 7 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第11条第1項に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第9条第1項に規定する特定増殖事業計画の認定書の写しを添付すること。
- 8 山村振興法第8条の6第1項に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第8条第1項に規定する山村振興計画の計画書、当該計画書に付随する産業振興施策促進事項及び森林資源活用型地域活性化事業について並

びに当該計画に係る県の同意文書の写しを添付すること。

9 木材の安定供給の確保に関する特別措置法第15条に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第4条第1項に規定する事業計画の認定書の写しを添付すること。

10 上記1～9のほか、知事が必要と認める書類を添付すること。

様式第4号中「年 月 日付けで認定した林業・木材産業改善資金の貸付資格の認定を、下記のとおり取り消したので通知します。」を

「年 月 日付けで認定した林業・木材産業改善資金の貸付資格の認定を、下記のとおり取り消したので通知します。」

なお、この処分に対して不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県知事に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分（審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決。以下「処分等」という。）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分等があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分等の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

## 告 示

### 長崎県告示第258号

長崎県未来につながる環境を守り育てる条例（平成20年長崎県条例第15号）第51条第1項の規定に基づく希少野生動植物種保存地域を次のとおり指定する。

平成29年3月28日

長崎県知事 中村 法道

#### 1 希少野生動植物種の名称及び希少野生動植物種保存地域に含まれる土地の区域

名称（種名 [科名]）	希少野生動植物種保存地域の指定区域
<植物>	
キリシマエビネ [ラン科]	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町及び新上五島町
コラン [ラン科]	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町及び新上五島町
スルガラン [ラン科]	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町及び新上五島町
カシノキラン [ラン科]	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町及び新上五島町

ガンゼキラン [ラン科]	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町及び新上五島町
ツレサギソウ [ラン科]	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町及び新上五島町
ナゴラン [ラン科]	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町及び新上五島町
ゲンカイイワレンゲ [ベンケイソウ科]	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町及び新上五島町
シジキカンアオイ [ウマノスズクサ科]	平戸市
フクエジマカンアオイ [ウマノスズクサ科]	五島市
カゴメラン [ラン科]	壱岐市
ナガバサンショウソウ [イラクサ科]	対馬市
シマトウヒレン [キク科]	対馬市
イトラッキョウ [ヒガンバナ科]	平戸市
ウスギワニグチソウ [キジカクシ科]	対馬市
オオミヤマカラマツ [キンポウゲ科]	平戸市及び対馬市
ムラサキカラマツ [キンポウゲ科]	平戸市及び対馬市
チョウセンニワフジ [マメ科]	平戸市及び対馬市
ハナナズナ [アブラナ科]	対馬市
シマシャジン [キキョウ科]	平戸市及び五島市
ツシマノダケ [セリ科]	対馬市
キバナノセッコク [ラン科]	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町及び新上五島町
ヒレフリカラマツ [キンポウゲ科]	川棚町
ハクチョウゲ [アカネ科]	平戸市
シロバナハンショウヅル [キンポウゲ科]	平戸市
<貝類>	
イボウミニナ [ウミニナ科]	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、小値賀町、佐々町及び新上五島町（いずれも海岸線より沖合100メートルの海域を含む。）
クロヘナタリ [キバウミニナ科]	島原市、諫早市、雲仙市及び南島原市（いずれも海岸線より沖合100メートルの海域を含む。）
シマヘナタリ [キバウミニナ科]	島原市、諫早市、雲仙市及び南島原市（いずれも海岸線より沖合100メートルの海域を含む。）
ヤベガワモチ [ドロアワモチ科]	島原市、諫早市、雲仙市及び南島原市（いずれも海岸線より沖合100メートルの海域を含む。）

トンガリササノハ [イシガイ科]	壱岐市
イシゴロモ [ニオガイ科]	長崎市、島原市、諫早市、雲仙市及び南島原市（いずれも海岸線より沖合100メートルの海域を含む。）
<昆虫類>	
ルイスハンミョウ [ハンミョウ科]	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町及び新上五島町（波佐見町を除き、それぞれ海岸線より沖合100メートルの海域を含む。）
ゲンゴロウ [ゲンゴロウ科]	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町及び新上五島町（波佐見町を除き、それぞれ海岸線より沖合100メートルの海域を含む。）
タイワンモンシロチョウ [シロチョウ科]	対馬市
オオウラギンヒョウモン [タテハチョウ科]	東彼杵町
オサムシモドキ [オサムシ科]	長崎市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町及び新上五島町（波佐見町を除き、それぞれ海岸線より沖合100メートルの海域を含む。）

※海岸線とは、国土地理院の地形図（東京湾の平均海面の高さ）に同じ。

### 長崎県告示第259号

長崎県未来につながる環境を守り育てる条例（平成20年長崎県条例第15号）第51条第1項の規定に基づく希少野生動植物種保存地域の指定を次のとおり解除する。

平成29年3月28日

長崎県知事 中村 法道

#### 1 希少野生動植物種の名称及び解除する希少野生動植物種保存地域が含まれる土地の区域

名称（種名 [科名]）	希少野生動植物種保存地域の解除区域
<植物>	
タチデンド [オシダ科]	西海市
カミガモソウ [オオバコ科]	佐世保市
マツバラシ [マツバラシ科]	佐世保市及び西海市
エビネ [ラン科]	佐世保市及び西海市
トゲウミヒルモ [トチカガミ科]	長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、西海市、長与町、時津町、東彼杵町及び川棚町（いずれも海岸線より沖合100メートルの海域を含む。）
リュウノヒゲモ [ヒルムシロ科]	長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、西海市、長与町、時津町、東彼杵町及び川棚町（いずれも海岸線より沖合100メートルの海域を含む。）
ドロイ [イグサ科]	長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、西海市、長与町、時津町、東彼杵町及び川棚町（いずれも海岸線より沖合100メートルの海域を含む。）
ヒロハマツナ [ヒユ科]	長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、西海市、長与町、時津町、東彼杵町及び川棚町（いずれも海岸線より沖合100メートルの海域を含む。）

ヤマトウミヒルモ [トチカガミ科]	長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、西海市、長与町、時津町、東彼杵町及び川棚町（いずれも海岸線より沖合100メートルの海域を含む。）
カノユリ [ユリ科]	佐世保市及び西海市
シラン [ラン科]	佐世保市及び西海市
ヒナラン [ラン科]	佐世保市及び西海市
キキョウ [キキョウ科]	西海市
コアマモ [アマモ科]	長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、西海市、長与町、時津町、東彼杵町及び川棚町（いずれも海岸線より沖合100メートルの海域を含む。）
ハマボウ [アオイ科]	長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、西海市、長与町、時津町、東彼杵町及び川棚町（いずれも海岸線より沖合100メートルの海域を含む。）
コモウセンゴケ [モウセンゴケ科]	長崎市、諫早市、大村市、西海市、長与町、時津町、東彼杵町及び川棚町
ウラギク [キク科]	長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、西海市、長与町、時津町、東彼杵町及び川棚町（いずれも海岸線より沖合100メートルの海域を含む。）
キキョウラン [ススキノキ科]	西海市
イワギボウシ [キジカクシ科]	西海市
ドウダンツツジ [ツツジ科]	西海市
<爬虫類>	
ニシヤモリ [ヤモリ科]	佐世保市及び西海市
<両生類>	
アカハライモリ [イモリ科]	西海市
<甲殻類・剣尾類>	
カワスナガニ [ムツハリアケガニ科]	長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、西海市、長与町、時津町、東彼杵町及び川棚町（いずれも海岸線より沖合100メートルの海域を含む。）
ハクセンシオマネキ [スナガニ科]	長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、西海市、長与町、時津町、東彼杵町及び川棚町（いずれも海岸線より沖合100メートルの海域を含む。）
カネココブシガニ [コブシガニ科]	長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、西海市、長与町、時津町、東彼杵町及び川棚町（いずれも海岸線より沖合100メートルの海域を含む。）
<貝類>	
センバイアワモチ [ドロアワモチ科]	佐世保市及び西海市（いずれも海岸線より沖合100メートルの海域を含む。）
オカミミガイ [オカミミガイ科]	佐世保市及び西海市（いずれも海岸線より沖合100メートルの海域を含む。）
ナナツガマミジンツボ [ヌマツボ科]	西海市
ナナツガマホラアナミジンナ [ヌマツボ科]	西海市
カニノテムシロ [オリイレヨフバイ科]	長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、西海市、長与町、時津町、東彼杵町及び川棚町（いずれも海岸線より沖合100メートルの海域を含む。）
コゲツノブエガイ [オニノツノガイ科]	長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、西海市、長与町、時津町、東彼杵町及び川棚町（いずれも海岸線より沖合100メートルの海域を含む。）

ドロアワモチ [ドロアワモチ科]	佐世保市及び西海市（いずれも海岸線より沖合100メートルの海域を含む。）
ウスコミミガイ [オカミミガイ科]	長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、西海市、長与町、時津町、東彼杵町及び川棚町（いずれも海岸線より沖合100メートルの海域を含む。）
マクスジコミミガイ [オカミミガイ科]	長崎市、諫早市、大村市、西海市、長与町、時津町、東彼杵町及び川棚町（いずれも海岸線より沖合100メートルの海域を含む。）
<昆虫類>	
ツツイキバナガミズギワゴミムシ [オサムシ科]	長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、西海市、長与町、時津町、東彼杵町及び川棚町（いずれも海岸線より沖合100メートルの海域を含む。）
シロヘリハンミョウ [ハンミョウ科]	長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、西海市、長与町、時津町、東彼杵町及び川棚町（いずれも海岸線より沖合100メートルの海域を含む。）
シロウミアメンボ [アメンボ科]	佐世保市及び西海市（いずれも海岸線より沖合100メートルの海域を含む。）

※海岸線とは、国土地理院の地形図（東京湾の平均海面の高さ）に同じ。

#### 長崎県告示第260号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年3月28日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 251号	雲仙市南串山町丙字本新切4137番1地先から 雲仙市南串山町丙字本新切4148番地先まで	平成29年3月28日

#### 長崎県告示第261号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年3月28日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 小浜北有馬線	南島原市北有馬町乙太右エ門平1898番2地先内	平成29年3月28日

## 公 告

### 応急入院させることができる精神科病院の指定（公告）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の7第1項の規定による応急入院をさせることができる精神科病院を次のとおり指定した。

平成29年3月28日

長崎県知事 中村 法道

名称	所在地	指定年月日
医療法人厚生会 道ノ尾病院	長崎市虹が丘町1番1号	平成29年3月13日
長崎県精神医療センター	大村市西部町1575番地2	平成29年3月13日
長崎県五島中央病院	五島市吉久木町205番地	平成29年3月13日
長崎県対馬病院	対馬市美津島町雞知乙1168番7	平成29年3月13日

**大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

平成29年3月28日

長崎県知事 中村 法道

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
エレナ久原店  
長崎県大村市久原二丁目888番1外10筆
- 2 届出の概要
  - ① 駐車場の位置及び収容台数に関する届出事項の変更
  - ② 駐輪場の位置及び収容台数に関する届出事項の変更
  - ③ 荷さばき施設の位置及び面積に関する届出事項の変更
  - ④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量に関する届出事項の変更
  - ⑤ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置に関する届出事項の変更
  - ⑥ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯に関する届出事項の変更
- 3 意見書の概要
  - (1) 意見書を提出した者  
大村市長 園田 裕史
  - (2) 意見書の内容  
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
  - (1) 縦覧期間  
公告の日から1月間
  - (2) 縦覧場所  
長崎県産業労働部商務金融課及び大村市商工観光部商工振興課

発行者

長崎県  
長崎市江戸町二番十三号

電話代表  
直通表(八九五)  
二一一一  
二一一六

印刷所

長崎市樺島町八番十二号

株式会社  
寺クイックプリント  
田宏弥